建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者　改訂
新旧対照表

（朱色部分は変更部分）

改訂　（令和８年１１月）	現行（最終改訂：令和８年１月）
１１ページ	
公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）に設置される監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（法第26条第3項） ○ **元請の監理技術者等及び下請の主任技術者は元請、下請の区別なく専任が求められます** ○ **営業所の専任技術者は、原則として現場における専任の監理技術者等にはなれません** **ただし、法第26条の5及び関係省令の要件を満たす場合は兼務可能です** ○ **他の工事現場との兼任はできません**	**公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事**（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）に設置される監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（法第26条第3項） ○ **元請の監理技術者等及び下請の主任技術者は元請、下請の区別なく専任が求められます** ○ **営業所の専任技術者は、現場における専任の監理技術者等にはなれません** ○ **他の工事現場との兼任はできません**
２２ページ	
14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 15. 契約に関する紛争の解決方法 16. その他国土交通省令で定める事項（令和8年11月の時点では、国土交通省令において定められている事項はありません。）	14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 15. 契約に関する紛争の解決方法 16. その他国土交通省令で定める事項（令和5年9月の時点では、国土交通省令において定められている事項はありません。）

改訂　（令和８年１１月）

２９ページ

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	☆元請負人に関する事項 ○発注者から請負った工事内容 ○建設業許可の内容※1 ○健康保険等の加入状況 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ○建設工事従事者に関する事項 ★一次下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種※1 ●健康保険等の加入状況 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ●建設工事従事者に関する事項	○発注者との契約書の写し※2 ○下請負人との契約書の写し※2 （注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し） ○配置技術者（監理技術者等）が資格を有することを証する書面 （専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る） ○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し （国家資格等の技術検定合格証明等の写し） ○配置技術者（監理技術者等）の雇用関係を証明できるものの写し （標準報酬決定通知書等の写し） ※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類 ○監理技術者講習修了証の写し （工期の全てにおいて、講習受講日が過去５年以内のもの）

３４ページ

○注意事項
１．建設業法ではいわゆる作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
２．建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、保険加入状況の確認を行うことを原則とします。システムを使用しない場合は、標準報酬決定通知書や雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講じる必要があります。
３．※印欄には次の記号を記載。

（現）…現場代理人　（作）…作業主任者　（注）　（女）…女性作業員　（未）…18歳未満の作業員
（主）…主任技術者　（職）…職　長　（安）…安全衛生責任者　（能）…能力向上教育　（再）…危険有害業務・再発防止教育
（習）…外国人技能実習生　（1特）…１号特定技能外国人

４．各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の運転者は一緒でも構いません。
５．資格・免許等の写しを添付してください。

現行（最終改訂：令和８年１月）

２９ページ

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	☆元請負人に関する事項 ○発注者から請負った工事内容 ○建設業許可の内容※1 ○健康保険等の加入状況 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ○建設工事従事者に関する事項 ★一次下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種※1 ●健康保険等の加入状況 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ●建設工事従事者に関する事項	○発注者との契約書の写し※2 ○下請負人との契約書の写し※2 （注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し） ○配置技術者（監理技術者等）が資格を有することを証する書面 （専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る） ○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し （国家資格等の技術検定合格証明等の写し） ○配置技術者（監理技術者等）の雇用関係を証明できるものの写し （健康保険証等の写し） ※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類 ○監理技術者講習修了証の写し （工期の全てにおいて、講習受講日が過去５年以内のもの）

３４ページ

○注意事項
１．建設業法ではいわゆる作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
２．建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、保険加入状況の確認を行うことを原則とします。システムを使用しない場合は、健康保険証、標準報酬決定通知書や雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講じる必要があります。
３．※印欄には次の記号を記載。

（現）…現場代理人　（作）…作業主任者　（注）　（女）…女性作業員　（未）…18歳未満の作業員
（主）…主任技術者　（職）…職　長　（安）…安全衛生責任者　（能）…能力向上教育　（再）…危険有害業務・再発防止教育
（習）…外国人技能実習生　（1特）…１号特定技能外国人

４．各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の運転者は一緒でも構いません。
５．資格・免許等の写しを添付してください。

改訂　（令和８年１１月）	現行（最終改訂：令和８年１月）
４１ページ	
■営業に関する図書 保存期間は当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから**１０年間**　（規則第28条第2項） **1．営業に関する図書とは次に掲げるものをいいます。**（施行規則第26条第5項） (1)　完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。） (2)　発注者との打ち合わせ記録 （工事内容に関するものであって、請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。） (3)　施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。） (4)　見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し (5)　(4)の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る） ※発注者から工事を直接請け負っていない建設業者は(4)(5)のみ	**■営業に関する図書※** 保存期間は当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから**１０年間**　（規則第28条第2項） **1．営業に関する図書とは次に掲げるものをいいます。**（施行規則第26条第5項） (1)　完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。） (2)　発注者との打ち合わせ記録 （工事内容に関するものであって、請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。） (3)　施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。） (4)　見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し (5)　(4)の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る） ※「営業に関する図書」の保存義務は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（元請業者）が対象です。
４５ページ	
Ⅳ．監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等　2025/12/18施行 は監理技術者）となり得る国家資格 は主任技術者）となり得る国家資格 経験年数 技術者）となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る 指定建設業 建設業の種類 	**Ⅳ．監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等**　2024/10/18施行 （又は監理技術者）となり得る国家資格 （又は主任技術者）となり得る国家資格 務経験年数 監理技術者）となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る 指定建設業 建設業の種類

改訂　（令和８年１１月）	現行（最終改訂：令和８年１月）

５７ページ

通報先

建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。

まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi

駆け込みホットライン
情報収集フォーム

https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html

電　話　０５７０－０１８－２４０

【受付時間】　１０：００～１２：００
１３：３０～１７：００（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

郵　送　〒540-8586
大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎
国土交通省　近畿地方整備局　建政部内
「駆け込みホットライン」宛



通報先

電　話　０５７０－０１８－２４０

【受付時間】　１０：００～１２：００
１３：３０～１７：００（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

ＦＡＸ　０５７０－０１８－２４１

メール　hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

郵　送　〒540-8586
大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎
国土交通省　近畿地方整備局　建政部内
「駆け込みホットライン」宛

